



平成 28 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス
 代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠
 (コード番号 2338 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
 T E L 03-5360-8998 (代表)

第三者割当による第 5 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 8 月 24 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 発行価額	総額 3,063,200 円 (新株予約権 1 個当たり 76,580 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	800,000 株
(5) 資金調達の内訳	219,863,200 円 (内訳) 新株予約権発行分 3,063,200 円 新株予約権行使分 216,800,000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	1 株当たり 271 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 勝山博文 40 個

(8) その他	<p>①譲渡制限 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>②取得条項 本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
---------	--

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的

(1) 募集の背景

当社株式は、平成 28 年 2 月における上場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が 10 億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っております。

なお、平成 28 年 5 月 25 日付けで、東京証券取引所へ時価総額に係る上場廃止基準に定める事業計画の改善等について記載した書面を提出しているため、猶予期間が平成 28 年 11 月 30 日までとなっており、平成 28 年 11 月 30 日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号）に該当することになります。既存株主を保護し、当社の持続的な成長を実現するため当社グループとしての企業価値向上が喫緊の課題となっております。当社は、企業価値向上の手段として、M&A 及び業務提携に向けた資金調達を行うために本新株予約権を発行するものであります。さらに本新株予約権の発行により、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることが可能であるため、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

資金調達の方法については、銀行等の融資による間接金融での資金調達も考えられますが、時価総額に係る上場廃止基準という観点から直接金融での資金調達が検討してまいりました。直接金融による資金調達は、第三者割当の他、公募増資や株主割当といった手法もありますが、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施す

ることは現実的ではありません。募集株式の第三者割当については、割当予定先との交渉で当社が必要とする資金の総額を株式の引受けにより拠出することは希望しないとの割当予定先からの申出がありました。

現時点においては当社における投資資金を確保することを可能としつつ、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮した結果、第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	219,863,200 円
(内訳)	
(ア) 新株予約権の発行	3,063,200 円
(イ) 新株予約権の行使	216,800,000 円
② 発行諸費用の概算額	7,000,000 円
③ 差引手取概算額	212,863,200 円

※1. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額には、登記費用、割当予定先等調査費用、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元）に対する新株予約権価格算定費用及び有価証券届出書作成費用等からなり、7,000,000 円を予定しております。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① M&A及び業務提携の資金	212,863	平成28年9月～平成31年8月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記3. (2)に記載しました内容は以下を予定しております。

当社グループは、当社（株式会社ファステップス）と連結子会社5社（株式会社ピーアール・ライフ、TMプランニング株式会社、エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holding s Limited、ジャパンアシュアランス株式会社）により構成されております。当社グループで行っております事業は以下のとおりであります。

i システムソリューション事業（株式会社ファステップス）

お客様のビジネスを支える業務システムや、お客様とユーザーの接点となるWEBサイト・スマ

ートフォンアプリ及びシステム運用に欠かせない業務支援や、それらを繋ぐネットワーク技術など全てにおいて、ご提案から製造、保守、管理まで提供しております。また、近年では、スマートフォン向けの教育・学習サービスの提供に注力しており、スマートフォンの普及により更に発展が見込まれております。

ii メディアソリューション事業（株式会社ピーアール・ライフ）

主要なテレビ局、ラジオ局、新聞社などの取引先をもち、広告代理業務を主業とする総合広告代理店であり、中でも各テレビ局との密接な関係を持ち、テレビCMの扱いが売上の大半を占めております。また、付随してテレビ番組等の企画、制作、イベント企画等を受託しております。

iii コストマネジメント事業（TMプランニング株式会社）

3PL※事業者として、単に荷物の配送を請負うのではなく、受発注からピッキング、在庫管理といった、物流に関する広範で総合的なロジスティクス業務を提供しております。特定の運送会社や倉庫会社と主従関係を持たないニュートラルな立場で、お客様の物流の現状を客観的に把握し、最適な物流ソリューションを提案しております。また、経営マネジメントサービスを行っており、お客様のニーズを的確に捉え、企業経営のサポート、コスト削減等の提案をしております。

※3PLとは：企業の流通機能全般を一括して請け負うアウトソーシングサービス。自身は物流業務を手がけない企業が、顧客の配送・在庫管理などの業務を、プランニングやシステム構築などを含め長期間一括して請け負い、外部の物流業者などを使って業務を遂行する。物流業者に業務を委託するのとは違い、3PLは「荷主の物流部門」として振舞うため、複数の物流業者から最も荷主の利益にかなう業者を選択したり、荷主側の要望を物流業者と交渉したりといったことが可能となる。

iv アイラッシュケア事業（エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited）

「まつげエクステンション」専門のプロ向け商材の販売及びまつげエクステンションの施術者を育成するためのスクール事業を行うとともに、まつげエクステンション専門のサロンを運営しております。当サロンは、国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドとして、海外では「PLURECIL（プルレシル）」ブランドとして日本全国だけでなく、海外からも高く評価されるトップブランドのひとつとして成長し続けています。

当社は、学習支援に関するスマートフォン向けアプリケーション事業を主力事業として展開してまいりました。このシステムソリューション事業をさらに伸長させ、競争が激化する本市場でさらなる競争力を構築するにあたり、M&Aを活用したグループ収益の拡大を計画しております。

昨今のイーラーニング市場は、PCブラウザではなく、時間や場所を選ばないスマートフォンでの視聴学習に対するニーズが高く、今後もこうした利用形態が主流になるものと見込まれています。

当社は、こうしたイーラーニング市場においてスマートフォン向けアプリケーションの開発及び運営に対し高いノウハウを有し、本市場では一定の優位性を持っております。今後さらに発展する技術力をキャッチアップし、さらに高まることが予想されるユーザーニーズに応えるべく、これらの分野に活用できるユニークな技術力を有した企業のM&Aや、エンドユーザーを有している企業、組織体（学校法人、学習塾等）との資本提携等を具体的には視野に入れております。

また当社グループでは、上記のとおり広告代理事業や物流ソリューション事業、スクール事業等も展開しており、グループシナジーとして最大効用が図ることができる企業への資本提携を目指しております。

本M&Aや資本業務提携に向け、将来にわたって収益を得られると当社が判断する企業への投資を検討しております。本新株予約権がすべて行使された場合には、相当の希薄化を生じさせ、既存株主への影響もあることから、大規模増資に該当する25%に満たない規模として、最大の効用が図れるようなM&A及び業務提携に対応できる資金212,863千円を計画しております。なお、M&Aについては、具体的な案件、詳細な使用計画については、未定であります。

M&Aに関する資金については、M&A及び業務提携に関する初期費用等（調査費用、財務・法務相談費用等）やM&A及び業務提携そのものの資金（買収資金や具体的な業務提携の遂行のための資金等）として使用する予定であります。M&Aや業務提携における手法は多様化、複雑化しており、こうしたM&Aの対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、候補企業に関する財務・会計・税務面における調査を行う必要があり、これらに要する費用に充当する予定です。なお、依頼する専門家については、M&Aの案件によって依頼する専門家が異なるため、現在、詳細は決まっておりません。本M&A及び資本業務提携の対象となる候補企業の発掘、選定、交渉、手続等にかかる費用は、過去に行ったM&Aの費用を参考に、M&A及び業務提携の予算の約5%程度を見込んでおります。

現時点においては、具体的なM&A案件が合意に至っているものはありませんが、平成28年9月～平成31年8月までの期間においてM&A及び業務提携を実施する予定であります。また、平成28年9月～平成31年8月までの期間内において、当社がM&A案件や業務提携先を見つけることができなかつた又は成約に至らず資金を充当できなかった場合においても、当社としては引き続き、M&A案件や業務提携の発掘を継続していき、M&Aや業務提携が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

なお、現在は、候補企業のリストアップ、候補企業書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果等の事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、M&A案件や業務提携が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。

以上の施策を実行することにより、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価271円（平成28年8月5日の終値）、権利行使価額271円、ボラティリティ62.92%（平成25年8月から平成28年8月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.183%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき76,580円との結果を得ております。

そして、当社は、本新株予約権の1個当たりの払込金額については、当該算出結果と同額といたしました。下記の通り、算定結果が公正かつ妥当であり、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である271円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価額271円は本第三者割当に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均279円に対しては3.06%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均282円に対しては4.34%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均276円に対しては2.19%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成31年8月24日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正資本資産評価モデルにより算定した株主資本コスト9.05%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分52.88%を加えた61.93%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額271円に代替資金調達コスト分167円を加えた438円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,990株（最近1年間の日次売買高の中央値である19,900株の10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関に

において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権発行に係る潜在株式数は800,000株（議決権個数は8,000個）であり、本新株予約権発行前の当社の発行済株式株3,343,500株の23.9%、総議決権数（33,046個）に対しても24.2%に相当します。したがって、既存の株主においては、持分の希薄化が生じることになります。

利益の希薄化が生じないかという点については、新株の発行によって得た資金が効率的に運用され、利益の額が増加して、1株当たりの利益が減少しなければ、利益の希薄化は生じないこととなります。当社グループは、前記4.に記載しましたとおり増資によって取得した資金を事業の拡大に使用する予定であり、その投資によって株式数の増加率を上回る利益を積み増し、1株当たりの利益の希薄化が生じないよう、資金効率に留意した事業展開を行っていく計画であります。

また、割当予定先である勝山氏は、本新株予約権を行使して取得した当社株式（800,000株）を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は8,930株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は15,440株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は18,199株となっており、一定の流動性を有しております。また、勝山氏が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数800,000株を本新株予約権の行使期間である3年間（736日/年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は1,086株（小数点以下切捨て）となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の12.16%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の7.03%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の5.96%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性があります。しかしながら、割当予定先である勝山氏は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

以上の考察により、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、本第三者割当による募集規模は、合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

名称	勝山 博文
住所	千葉県浦安市
職業の内容	モダンパス合同会社 代表社員 (住所：東京都千代田区一番町 22 番地 3)

上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。
-----------------	-------------

※当社は、割当先が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当先が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社グループは、平成26年2月期、平成27年2月期と2期連続で当期純損失を計上しておりますが、これは一時的な営業外費用や特別損失を計上したためであり、平成28年2月期では経常利益及び当期純利益を計上いたしました。しかしながら、平成28年2月末の時価総額が10億円未満であったため、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成28年11月30日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第601条第1項第4号）に該当することになります。

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。本新株予約権の引受につきましては、従前より当社元取締役清水武志（以下「清水氏」という。）氏に相談し、清水氏の知人である勝山博文（以下「勝山氏」という。）氏を紹介され、勝山氏より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、段階的ではあるものの、資金調達を実施したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。また、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。割当予定先である勝山氏については、過去に複数の実績を有する投資ファンド及び投資顧問業を運営する企業の役員を複数務めております。今回の第三者割当増資について、勝山氏には、当社の経営成績及び財政状態等も含め、特に当社の事業に対する事業計画、並びに今後の成長戦略の将来性にも評価をいただきました。また、勝山氏に当社の事業成長のビジョン及び価値観に共有いただき、当社は、当社に適した割当予定先と判断し、今回の本新株予約権の割当先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、勝山氏からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、当該割当予定先を名義人とする銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成28年7月15日時点の銀行預金残高にて、本新株予約権の発行に係る資金については、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを勝山氏より口頭にて確認しています。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、段階的な行使・行使により取得した株式の売却で資金確保するということを勝山氏から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年2月29日現在）		募集後 （本新株予約権がすべて行使された場合）	
(株)アクセル	14.43%	勝山 博文	19.49%
(株)トラスライド	13.95%	(株)アクセル	11.62%
川嶋 誠	3.48%	(株)トラスライド	11.23%
福松 博史	3.48%	川嶋 誠	2.80%
清水 武志	3.03%	福松 博史	2.80%
MONEX BOOM SECURITIES (H. K) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	1.74%	清水 武志	2.44%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.73%	MONEX BOOM SECURITIES (H. K) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	1.40%
立花証券株式会社	1.68%	CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.39%
(株)SBI証券	1.50%	立花証券株式会社	1.35%
児玉 真理子	1.44%	(株)SBI証券	1.21%

- ※1. 上記募集後の大株主の状況は平成28年2月29日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の持株比率は、平成28年2月29日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当による平成29年2月期の通期業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、

今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
連結売上高	5,615百万円	8,532百万円	9,322百万円
連結営業利益	△165百万円	42百万円	144百万円
連結経常利益	△141百万円	△97百万円	22百万円
連結当期純利益	△92百万円	△496百万円	21百万円
1株当たり連結当期純利益	△32.48円	△166.21円	6.55円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	352.56円	207.23円	210.53円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年8月8日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,343,500株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
始値	424円	326円	403円
高値	580円	668円	660円
安値	260円	212円	199円
終値	323円	393円	246円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	306円	236円	314円	284円	301円	271円
高値	309円	323円	359円	330円	302円	304円
安値	199円	232円	257円	271円	232円	249円

終 値	246 円	311 円	296 円	302 円	269 円	285 円
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 8 月 5 日
始 値	272 円
高 値	272 円
安 値	271 円
終 値	271 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資

払込期日	平成 26 年 11 月 7 日
資金調達額	175,180,000 円
発行価額	1 株につき 380 円
募集時における発行済株式数	2,882,500 株
当該募集による発行株式数	461,000 株
募集後における発行済株式総数	3,343,500 株
割当先	株式会社セントラルプロモーション北海道 (461,000 株)
発行時における当初の資金用途	① コールセンター発足資金 ② 飲食事業への新規投資 ③ グループ会社への貸付金
発行時における支出予定時期	平成 26 年 11 月～平成 28 年 2 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金用途より一部変更し、充当しております。 ① 平成 27 年 10 月 15 日付の資金用途及び支出予定時期の変更により、コールセンター発足資金 30,000 千円とし、充当しております。 ② 平成 27 年 10 月 15 日付の資金用途及び支出予定時期の変更により、エムアンドケイ株式会社の株式取得費用 90,000 千円充当しております。 ③ 充当金額 52,180 千円

11. 発行要項

別紙参照

(別紙)

株式会社ファステップス
第5回新株予約権発行要項

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
申込期日	平成28年8月24日
割当日	平成28年8月24日
払込期日	平成28年8月24日
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数800,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は20,000株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金271円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p>

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

	<p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p>
	<p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>219,863,200円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年8月25日から平成31年8月24日までとする。（但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所
	株式会社ファステップス 管理部
	東京都新宿区四谷四丁目 32 番 4 号
	2. 新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 本店営業部	
東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

以上